

八戸市立大久喜小学校
「学校いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、子どもたちが意欲をもって充実した小学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「八戸市立大久喜小学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（３）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童」、「いじめる児童」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童がいる場合が多い。周囲の児童の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えらる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（４）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級における望ましい人間関係づくりの活動
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実
- ・いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化（追加）

(3) 教育相談の充実

- ・教育相談週間の実施（6月、10月）
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実

(4) 人権教育の充実

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識

(5) 情報教育の充実

- ・道徳や教科におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善（追加）
- ・教職員の人事評価においても取組を評価（追加）
- ・年度初めに児童、保護者、関係機関等に学校いじめ防止基本方針の内容を説明（追加）
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。けんかであってもしっかりと調査して対応する。（変更）

(2) 早期発見のための職務別ポイント

①学級担任等

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

②養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

③生徒指導担当教員

- ・定期的なアンケート調査や教育相談室の利用、電話相談窓口についての周知。
- ・休み時間や放課後の校内巡視において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。(落書きや物の散らかり等)

④管理職

- ・児童及び保護者、教職員のいじめに関する相談体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

※児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと判断しない。(追加)

(3) 相談体制の整備

- ・面談の定期的実施(6月、10月)

(4) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施(6月、10月)

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有(児童の訴えを抱え込んだり、個人で判断しない)
(追加)

- ・要配慮児童の実態把握

- ・進級時の引継ぎ(収集した情報を記録として9年間保管)(追加)

別紙3 いじめられている児童のサイン・いじている児童のサイン

別紙4 教室でのサイン・家庭でのサイン

6 いじめへの対応

(1) 児童への対応

①いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢を明確にし「いじめられている児童の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじている児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。

- ・ いじめられている児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。

(2) 関係集団への対応

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている児童の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている児童の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

※地域においては、子どもを温かく見守る環境づくりを進め、子どもの孤立感を解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を図る。(追加)

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

②警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

「教科学習」における情報モラル教育の充実

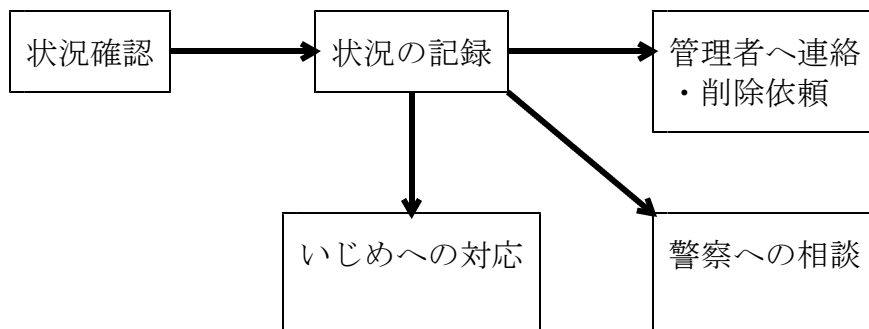
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対応

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対応



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

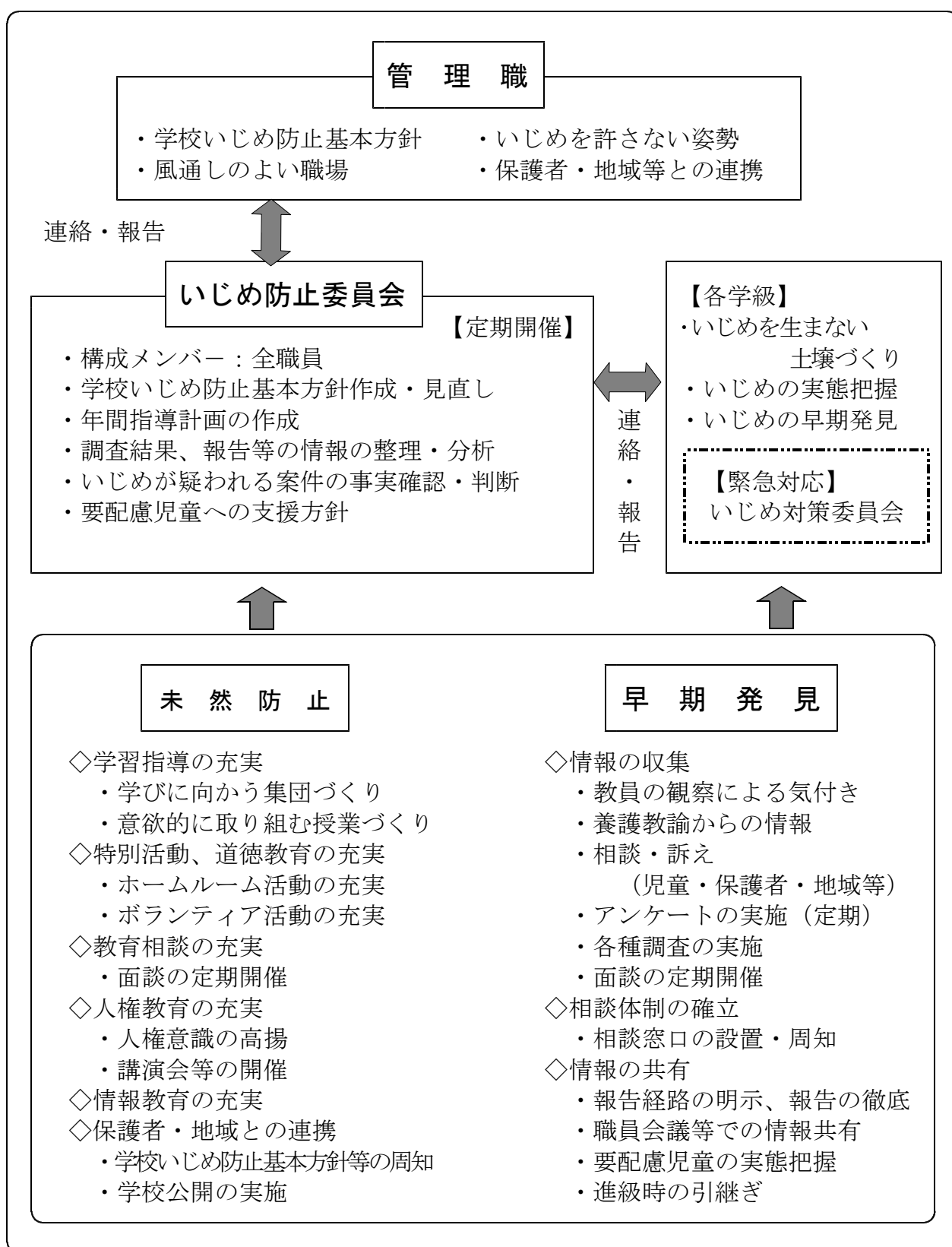
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

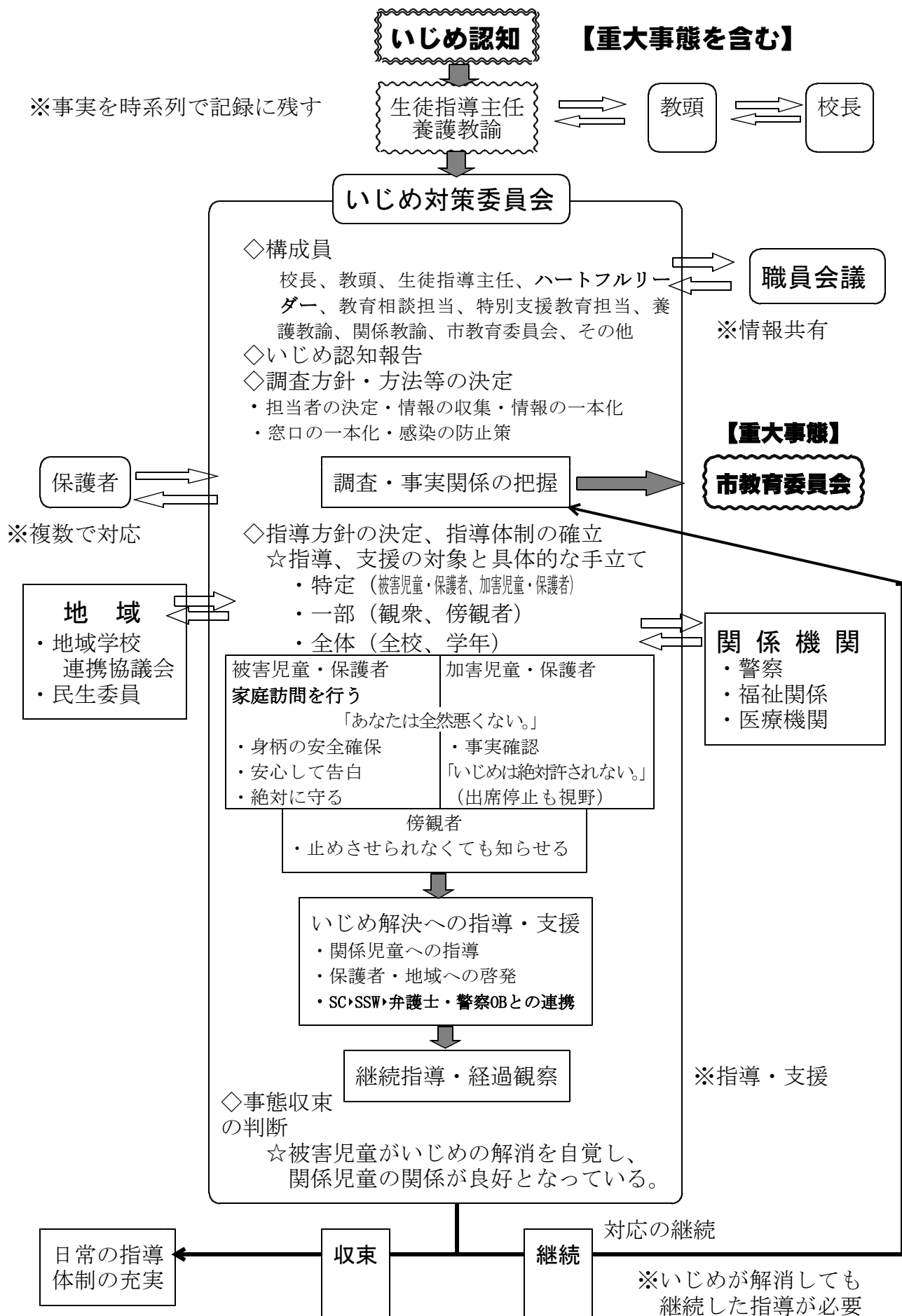
別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙 2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りに学用品等が散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・突然個人名が出される。
休み時間等	・弁当にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れたり乱れたりしている。 ・一人で清掃している。
放課後等	・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散する。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
・嫌なあだ名が聞こえる。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると特定の児童の名前が出る。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。
・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
・学校や友人のことを話さなくなる。 ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・不審な電話やメールがある。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・登校時刻になると体調不良を訴える。 ・食欲不振・不眠を訴える。
・学習時間が減る。 ・成績が下がる。
・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・自転車がよくパンクする。 ・家庭の品物、金銭がなくなる。 ・大きな額の金銭を欲しがる。